



2019年7月25日

各位

会社名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
 代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング
 (JASDAQコード: 3350)
 問合せ先 取締役 CFO 王生 貴久
 (TEL. 050-5835-0966)

第三者割当による新株式及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の払込完了に関するお知らせ

当社は、2019年7月9日付の取締役会決議において決議いたしました、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする新株式(以下「本新株式」といいます。)及び第8回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式の発行及び本新株予約権の発行をあわせて「本第三者割当増資」といいます。)に関して、この度、割当先からの払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。なお、本第三者割当増資に関する詳細につきましては、2019年7月9日公表の「第三者割当による新株式の発行、第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株式の発行及び本新株式に係る発行価額の払込完了について

<本新株式の発行の概要>

(1) 払込日	2019年7月25日
(2) 発行新株式数	普通株式 300,000株
(3) 発行価額	1株につき133円
(4) 払込金額の額	39,900,000円
(5) 増加する資本金の額	19,950,000円 (1株につき66.5円)
(6) 増加する資本準備金の額	19,950,000円 (1株につき66.5円)
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての新株式をEVO FUNDに割り当てます。

<本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移>

(1) 増資前発行済株式総数	56,309,487株	(増資前の資本金の額 3,043,205千円)
(2) 増資による増加株式数	300,000株	(増加する資本金の額 19,950千円)
(3) 増資後発行済株式総数	56,609,487株	(増資後の資本金の額 3,063,155千円)

2. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2019年7月25日
(2) 発行新株予約権数	40,000個
(3) 発行価額	総額3,120,000円(新株予約権1個当たり78円)とする。
(4) 当該発行による 潜在株式数	4,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は115円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は4,000,000株であります。

(5) 資金調達額	528,120,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、133円とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、2019年7月26日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます(当該修正が行われた日を以下「修正日」といいます。)。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)</p>
(7) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記【ご参考】に記載する行使コミット条項等を規定する本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p>

(注) 本新株予約権発行の資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(4,000,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として162価格算定日以内に、EVO FUNDが必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として82価格算定日以内に、1,600,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。さらに、各価格算定期間に、原則として100,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(週間コミット)。これらの「全部コミット」、「前半コミット」及び「週間コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

	第8回新株予約権
発行数	40,000 個
発行価額の総額	3,120,000 円
行使価額の総額	532,000,000 円 (注)
期間	原則約 8 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数 (原則)	通算で 33 回 (予定) (5 価格算定日毎に修正、計 33 回)
行使価額	終値の 90%
全部コミット	162 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	82 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の 40%以上の行使を原則コミット
週間コミット	各価格算定期間に 100,000 株相当分以上の本新株予約権の行使を 原則コミット
下限行使価額	当初 115 円

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額 (当社株式の発行決議日の直前取引日における終値に相当する金額) で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

以 上